

令和4年度 土庄町職員採用試験案内

令和4年5月19日

土 庄 町

【第1次試験日】 令和4年7月10日（日）

【受付期間】 令和4年5月23日（月）～6月17日（金）

1 試験区分、採用予定人数及び職務内容

試験区分	採用予定人数	職務内容
行政事務 (大学卒)	3人程度	一般行政事務
土木技術 (大学卒)	1人程度	土木に関する設計、施工管理等の専門的業務
土木技術 (大学卒・職務経験者)	1人程度	
保健師 (大学卒程度)	1人程度	保健指導、健康教育、相談業務等の専門的業務
保健師 (大学卒程度・職務経験者)	1人程度	
保育教諭 (短大卒程度)	5人程度	町立こども園における子どもの教育、保育業務等の専門的業務

2 受験資格

(1) 年齢、資格等

試験区分	受験資格
行政事務 (大学卒)	次の要件をすべて満たす人 (1) 平成5年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人 ※ 大学を卒業しなかった場合は、採用される資格を失います。
土木技術 (大学卒)	次の要件をすべて満たす人 (1) 平成5年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人 ※ 大学を卒業しなかった場合は、採用される資格を失います。
土木技術 (大学卒・職務経験者)	次の要件をすべて満たす人 (1) 昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人

	(3) 民間企業等において土木（設計、施工管理等）に関する職務経験を通算5年以上有する人 ※ 職務経験が複数ある場合は、通算することができますが、同一の民間企業等に継続して勤務していた期間が1年未満の場合は通算することができません。
保健師 (大学卒程度)	次の要件をすべて満たす人 (1) 平成5年4月2日以降に生まれた人 (2) 保健師免許を有する人又は令和5年3月31日までに免許を取得する見込みの人 (3) 普通自動車運転免許を有する人又は令和5年3月31日までに免許を取得する見込みの人 ※ 必要な免許を取得しなかった場合には、採用される資格を失います。
保健師 (大学卒程度・職務経験者)	次の要件をすべて満たす人 (1) 昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 (2) 保健師免許を有する人 (3) 保健師、看護師又は助産師としての職務経験を3年以上有する人 (4) 普通自動車運転免許を有する人又は令和5年3月31日までに免許を取得する見込みの人 ※ 職務経験が複数ある場合は、通算することができますが、同一の民間企業等に継続して勤務していた期間が1年未満の場合は通算することができません。 ※ 必要な免許を取得しなかった場合には、採用される資格を失います。
保育教諭 (短大卒程度)	次の要件をすべて満たす人 (1) 昭和63年4月2日以降に生まれた人 (2) 保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する人又は令和5年3月31日までに保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を取得する見込みの人 ※ 保育士資格又は幼稚園教諭免許を取得しなかった場合には、採用される資格を失います。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 土庄町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

第1次試験では、筆記試験を次のとおり行います。

【行政事務（大学卒）】

試験	形式	試験時間	内容
教養試験	択一式 40題	120分	公務員として必要な一般知識（時事、社会、人文、自然）及び一般知能（文章理解、判断・数的推理、資料解釈）
性格特性 検査	択一式 150題	20分	公務員に求められる資質に関する性格特性の検査

【行政事務（大学卒）以外】

試験	形式	試験時間	内容	
専門試験	択一式 30題	120分	土木技術	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）及び材料・施工
	択一式 30題	90分	保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論
	択一式 30題	90分	保育教諭	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健 ※障害児保育は、いずれかの分野で出題することがあります。
性格特性 検査	択一式 150題	20分	公務員に求められる資質に関する性格特性の検査	

(2) 第2次・第3次試験

第2次試験及び第3次試験では、面接による口述試験を行います。

4 試験の日時及び場所

試験	日時	試験会場
第1次試験	令和4年7月10日（日） <u>行政事務</u> 【受付時間】午前9時～午前9時30分 【試験時間】午前9時30分～午後0時30分ごろ <u>土木技術</u> 【受付時間】午後0時30分～午後1時 【試験時間】午後1時～午後4時ごろ <u>保健師・保育教諭</u> 【受付時間】午後0時30分～午後1時 【試験時間】午後1時～午後3時30分ごろ	土庄町役場 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、申込人数により試験会場を変更する場合があります。
第2次試験	第1次試験の合格者に別途通知します。	
第3次試験	第2次試験の合格者に別途通知します。	

5 合格発表

試験	方法
第1次試験	令和4年8月上旬に受験者本人に通知します。
第2次試験	令和4年9月上旬に受験者本人に通知します。
第3次試験	令和4年10月上旬に受験者本人に通知します。

6 給与及び勤務時間等

- (1) 試験の最終合格者は、原則として令和5年4月1日に採用する予定です。
- (2) 学校卒業後、直ちに採用された場合の初任給給料月額は、おおむね次のとおりです。

学歴	給料月額	備考
大学卒	188,700円	令和4年4月1日現在における行政職給料表の適用を受ける職員の例です。
短大卒	168,900円	

このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。

- (3) 勤務時間は原則として月曜日から金曜日までの5日間、1日7時間45分です。ただし、部署、職種によっては変則勤務をすることがあります。

7 申込書等の入手方法

- (1) ホームページから入手

土庄町のホームページから、申込書等をダウンロードしてください。

- (2) 郵送による請求

令和4年5月20日（金）以降に土庄町役場総務課へ請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に希望する試験区分と「採用試験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角形2号封筒に120円切手を貼って宛先を明記したもの）を必ず同封してください。

8 受験申込手続

- (1) 提出書類

	書類名等	試験区分
①	申込書	全試験
②	受験票返信用封筒（長形3号封筒に84円切手を貼って宛先を明記したもの）	全試験
③	職務経歴書	・土木技術（大学卒・職務経験者） ・保健師（大学卒程度・職務経験者）

- (2) 申込方法

(1) の提出書類に必要事項を記入し、土庄町役場総務課へ提出してください。郵便で申し込む場合は、封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。

(3) 受付期間

令和4年5月23日（月）から令和4年6月17日（金）までの、平日午前9時から午後5時まで受け付けます。郵送の場合は期間内必着とします。

受付期間後はどのような理由があっても、受け付けません。

(4) 受験票の交付

受験票は後日郵送しますが、7月4日（月）までに受験票が到着しないときは、土庄町役場総務課に必ず問い合わせしてください。なお、受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向・縦5cm・横5cm以内で本人と確認できるもの）をはり付けて試験の当日持参してください。写真のない場合は受験できません。

9 その他

- (1) 試験当日に車いすの使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ申し出てください。
- (2) 第1次試験の択一式試験の採点は、コンピュータにより行いますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを第1次試験の当日必ず持参してください。
- (3) 試験当日はマスクの着用をお願いします。
- (4) 台風、新型コロナウイルス感染拡大の状況等により第1次試験の日程、試験会場等を変更しなければならなくなった場合など、告知事項がある場合には、土庄町のホームページにてお知らせする予定です。
- (5) 第1次試験の合格者は、第2次試験までに卒業（見込）証明書等の提出が必要になります。
- (6) 受験のために提出された書類は返却しません。
- (7) 試験の成績が一定以下の場合は、合格者なしの場合もあります。
- (8) 採用試験の申込み・問い合わせ先

土庄町役場 総務課 人事給与担当

【住 所】〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2

【電 話 番 号】0879-62-7000

【ホームページ】<https://www.town.tonosho.kagawa.jp/>